

# くしろ 男女平等参画通信

Vol. 32

発行日：平成 22 年 9 月 24 日

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地  
釧路市総合政策部市民協働推進課

TEL 31-4504 Fax 23-5220



## 釧路市男女平等参画推進条例の制定について

釧路市では、これまで、平成9年11月に「くしろ男女共同参画プラン」を策定、平成20年3月には「くしろ男女平等参画プラン」(新プラン)を策定し、プランに基づいて男女平等参画の推進を図ってきました。

より積極的に男女平等参画推進の施策を進めていくため、平成22年度中に、**釧路市男女平等参画推進条例**を制定いたします。今回は、その主な内容についてお知らせします。

### ◆男女平等参画って?◆

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。



### ◆「条例の基本的な考え、基本姿勢を表す「基本理念」◆

#### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保すること

#### 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするよう配慮すること

#### 政策等の立案及び決定への平等参加

男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案・決定に参画できる機会を確保すること

#### 基本理念

### 男女平等参画社会を実現するための8本の柱

#### 性と生殖に関する健康と権利

男女が互いの性について理解を深め、基本的に妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり、ともに健康な生活を営むことができるようにすること

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護などの家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事や学習、地域活動などができるようにすること

#### 国際的協調

男女平等参画の推進は、国際社会の取り組みと密接な関係を有していることから国際的な連携の下に行っていく必要があること

#### あらゆる暴力の根絶

男女が自らの性を大切にしながらお互いの人格を尊重しあうことができるように、あらゆる形態の暴力を根絶すること

#### 就業の場における男女の平等の推進

働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して働き生活できるようにすること

## ◆「市」「市民」「事業者等」「教育関係者」の責務◆

### 市の責務

- 基本理念に基づき、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的計画的に実施すると共に、その他の施策についても男女平等参画の原点に立って実施しなければならない
- 男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携および協力を図らなければならない

### 市民の責務

- 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女平等参画を推進するように努めなければならない
- 市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない

### 事業者等の責務

- 基本理念に基づき、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業における活動と家庭生活を含むその他の活動等を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない
- 市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない

### 教育に携わる者の責務

- 教育活動において、男女平等参画社会についての理解を促し、伝えていくよう努めなければならない



男女平等参画の推進には、社会のあらゆる分野における市民の主体的な取り組みが不可欠であると考え、市だけではなく市民・事業者等・教育関係者に対して、その責務（やるべきこと）を盛り込むこととしています。それぞれが単独で行うのではなく、協力し合って、男女平等参画の推進を行うことが重要となります。

また、条例では、「市の責務」に加えて、市が行うべき「男女平等参画を推進するための基本的施策」についても別に定めます。

## ◆性別による権利侵害の禁止◆

社会のあらゆる分野において、「性別を理由とする差別的な取り扱い」「ドメスティック・バイオレンス」「セクシュアル・ハラスメント」「その他、性別に起因すると認められる暴力行為」を禁止します。

これらの権利侵害は、人権に関わる社会的な問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくべきと考えます。

## ◆男女平等参画相談員、男女平等参画審議会の設置◆

市民からの男女平等参画に関する市の施策についての苦情や意見、又は男女平等参画推進を阻害すると認められるものがあるときの相談の申し出に対応するため、男女平等参画相談員を設置することができることとします。

また、第三者的機関として、釧路市男女平等参画審議会を設置し、市の男女平等参画推進に関する施策の実施状況等について審議し、意見をもらうこととします。

今回お知らせした内容は、現段階の案であり、実際の条例施行の際には表現等が変わる場合があります。

また、9月下旬から、条例素案について、パブリックコメント（市民意見提出手続）を実施し、広く市民の皆様から意見をいただく予定です。市役所、行政センター、支所、コミュニティセンター等に条例素案を設置していますので、ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。

●釧路市男女平等参画推進条例についてのご意見・お問い合わせは…

市役所市民協働推進課（TEL0154-31-4504/MAIL: shi-shiminkyoudou@city.kushiro.hokkaido.jp）まで